

平成27年第3回  
笠置町議会定例会会議録  
(第1号)

平成27年9月10日

京都府相楽郡笠置町議会

平成27年第3回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	平成27年9月10日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成27年9月10日 9時29分			議長	杉岡義信	
	散 会	平成27年9月10日 13時53分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	田中良三	○	5	瀧口一弥	○	
	2	向出 健	○	6	西岡良祐	○	
	3	大倉 博	○	7	石田春子	○	
	4	西村典夫	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	松本 勇	○	建設産業 課 長	市田精志	○	
	参 与	田中義信	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長 兼 会 計 管 理 者	前田早知子	○	保健福祉 課 長	東 達広	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	税住民課長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	藤田利則	○	局長補佐	穂森美枝	○	
会 議 録 署 名 議 員	2 番	向 出 健		3 番	大 倉 博		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 平成27年第3回笠置町議会会議録

平成27年9月10日～平成27年9月24日 会期15日間

議 事 日 程 (第1号)

平成27年9月10日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 認定第1号 平成26年度笠置町一般会計決算認定の件
- 第5 認定第2号 平成26年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件
- 第6 認定第3号 平成26年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件
- 第7 認定第4号 平成26年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件
- 第8 認定第5号 平成26年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件

開 会 午前9時29分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

ことしの夏は猛暑が続き、例年にない暑さでありましたが、ようやく朝夕涼しくなってきました。体調を崩さないようお祈り申し上げます。

本日、ここに平成27年9月第3回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまでございます。

本定例会に提案されます案件について慎重な御審議をいただくとともに、議会運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまから平成27年9月第3回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

議長（杉岡義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番議員、向出健君及び3番議員、大倉博君を指名します。

以上の両議員に差しさわりのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

---

議長（杉岡義信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日より9月24日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。会期は本日から9月24日までの15日間に決定しました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る7月27日、京都ルビノ堀川におきまして京都府町村議会議員研修会が開催されました。議員が出席いたしました。

私ども町村議会人は、地方公共団体の果たすべき役割の重大さを十分に認識し、地域住民の代表として地方自治の本旨に基づき、町村議会の責務と役割の重大さを自覚するとともに、

地方自治の振興発展に尽くし、議員としての資質のさらなる向上及び情報収集を図る目的の研修でありました。

8月18日、大山崎町におきまして行政視察研修に出席いたしました。府内の先進的な取り組み等を研修することにより、見識を深め、町村の諸施策に反映させるとともに、今後の町村自治のさらなる振興に資することの研修でありました。それに伴いまして、議会会議規則第129条の規定により議員派遣を行いました。

議会運営につきまして、今定例会におきまして、不穏当な発言があった場合には、後日会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 皆さん、おはようございます。

9月定例会を開催いたしましたところ、議員各位には御多用のところ全員の御出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

ことしの夏は酷暑があると思えば長雨となり、また台風の襲来など天候不順な夏でございました。台風18号の影響が心配されたわけですが、雨が長く続いた状況ということでございましたが、被害もなく経過をしておりますが、全国各地、特に東北方面では大雨の被害がかなり出ているようであります。被災されました皆さん方にはお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復興をお祈り申し上げたいと思います。

笠置町も地すべりの発生しやすい地形でございます。土砂災害警戒区域も多くあるわけでございます。今後十分な注意そして改善が望まれるところでございます。

さて、現在進めております笠置町のまち・ひと・しごと創生総合戦略策定に関し、委員会におきまして検討中であるわけですが、笠置町の課題を追求しながら町の将来において活力あるまち、人口減少への歯どめをかけるべく効果のある地域創生事業にしていきたいと思います。

まず、消費喚起、生活支援型事業であります。いわゆる笠置町プレミアム商品券発行事業でございます。8月28日に完売することができました。御協力をいただきました皆様方に御礼を申し上げたいと思います。少しでも町の活性化にお役に立てることを願っているわけでございます。

それとあわせて、住民の皆さんの関心はマイナンバー制度の導入であると思います。このマイナンバー制度の意義は、国民の利便性の向上と行政の業務の効率化、それと公平な社会の実現であると思います。具体的導入、利用の仕方等につきましては、国・府、町の決定事

項の中で住民の皆様方に御説明を申し上げてまいりたいと思います。

本定例会に御提案を申し上げます案件は、決算認定5件、議事案件8件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、決算監査につきましては、平成26年7月6日から8月12日までの間の3日間にわたりまして、各課の監査をお願い申し上げました。その意見につきましては、後ほど説明があろうかと思いますが、特に講評としてお伺いいたしましたのは、第1に不納欠損処理についてであります。納税についての納入の促進と未納者への督促と納税者への意識の向上、そして公平性の保持などについて指示を受けたところでございます。第2に基金の繰り入れの適正化について、3つ目には各種団体への補助金の適正交付、国・府補助金の活用を推進するなど御指摘をいただきました。

それでは、その他の諸般の報告を申し上げます。

6月19日でございますが、京都府開庁記念式典が府民ホールで開催されました。

6月23日、笠置町同和教育推進協議会総会と研修が笠置会館で開催されました。

7月1日、社会を明るくする運動街頭啓発が午前6時30分から笠置駅で、同じく社会を明るくする運動の実施委員会が9時30分から産業振興会館で行われ、各種団体からの取り組み、そして課題について議論が交わされました。

7月2日、山城産米改善運動推進本部総会がJA京都やましろ本店で開催されました。

7月6日、木津川上流総会が上野フレックスホテルで開催されました。

7月7日、土地改良連盟相楽支部総会が精華町役場で開催されました。

7月8日、城南土地開発公社の理事会が城陽市役所で行われました。

7月14日、相楽東部広域連合議会在和東町で開催されました。

7月15日、山城病院管理者団会が山城病院で開催されました。

7月16日、木津川治水会意見交換会が精華町役場で行われました。

7月18日、ちびっこまつりが笠置会館で行われました。

7月19日、上野遊水地運用開始式が伊賀上野で行われました。

7月23日、相楽消防臨時議会と管理者団会が開催されました。

同じく、同日でございますが、更生保護女性会が産業振興会館で行われました。

7月25日、京都縦貫道開通を祝う集いがホテルグランヴィアで行われました。

同じく、JA20周年記念式典がリーガロイヤルホテルで行われました。

7月27日、区長会が開催され、各区の要望と事業の進捗状況について会合が開催されま

した。

7月31日、宇治木津線の協議会総会が和東町で開催されました。

8月1日、笠置夏まつりが開催され、暑い1日ではございましたが多くの花火の見物客でにぎわいました。

8月4日、関西本線電化促進会総会が南山城村役場で行われました。

8月5日、人権強調月間街頭啓発が笠置駅周辺で行われました。

8月10日、地方創生委員会3回目の会議が産業振興会館で行われました。

8月17日、関西本線木津亀山間複線電化促進同盟会総会が伊賀市ハイトピア伊賀で行われました。

8月21日、国道163号整備促進協議会が木津川市役所で開催されました。

8月24日、広域事務組合定例理事会が相楽会館で、同日、相楽森と緑の振興会総会が行われました。

8月27日、京都府林業振興会通常総会がルビノ堀川で開催されました。

8月31日、京都府庁各部長との意見交換会がルビノ堀川で行われ、各町村の要望活動を行ってまいりました。

以上、諸般の報告といたします。

議長（杉岡義信君） これで諸般の報告を終わります。

---

議長（杉岡義信君） 日程第4、認定第1号、平成26年度笠置町一般会計決算認定の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 認定第1号 平成26年度笠置町一般会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

平成26年度笠置町一般会計の歳入総額15億615万1,216円、歳出総額14億6,238万1,261円、歳入歳出差引額4,376万9,955円、翌年度に繰り越すべき財源918万5,000円、実質収支額3,458万4,955円となっております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 本件の概要説明を求めます。会計管理者。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼します。おはようございます。

それでは、認定第1号、平成26年度笠置町一般会計歳入歳出決算について概要説明をさ

させていただきます。

まず、歳入から説明させていただきます。

決算書につきましては1ページと、それから参考資料につきましては2ページからを  
らんいただきたいと思います。

説明に当たりましては、款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、  
収入未済額、予算現額と収入済額との比較の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。

なお、不納欠損額及び収入未済額の欄の数値がゼロ円の場合は割愛させていただきます  
ので、よろしくお願いいたします。

それでは、1ページ、1款町税、1億5,908万5,000円。1億7,369万  
1,491円、1億5,991万307円、68万4,629円、1,309万  
6,555円、82万5,307円。

地方譲与税、640万円、調定額、収入済額ともに626万1,000円、マイナス  
13万9,000円。

3款利子割交付金、49万円、43万8,000円、マイナス5万2,000円。

4款配当割交付金、80万円、調定額、収入済額ともに145万6,000円、65万  
6,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、12万円、81万6,000円、69万6,000円。

6款地方消費税交付金、1,784万6,000円、1,872万8,000円、88万  
2,000円。

7款ゴルフ場利用税交付金、4,400万円、4,421万3,124円、21万  
3,124円。

8款自動車取得税交付金、120万円、調定額、収入済額ともに131万5,000円、  
11万5,000円。

9款地方特例交付金、6万4,000円、調定額、収入済額ともに6万4,000円、ゼ  
ロ円です。

続いて、3ページ、10款地方交付税、6億9,292万6,000円、調定額、収入済  
額ともに7億798万円、1,505万4,000円。

11款分担金及び負担金、553万6,000円、691万4,940円、682万  
4,810円、9万130円、128万8,810円。

12款使用料及び手数料、1,553万円、1,716万1,150円、1,370万



2, 280円、345万8, 870円、マイナス182万7, 720円。

13款国庫支出金、1億5, 087万円、調定額、収入済額ともに1億1, 082万5, 501円、マイナス4, 004万4, 499円。

14款府支出金、9, 407万3, 000円、調定額、収入済額ともに8, 721万222円、マイナス686万2, 778円。

15款財産収入、27万7, 000円、調定額、収入済額ともに29万8, 375円、2万1, 375円。

16款寄附金、76万6, 000円、調定額、収入済額ともに76万4, 100円、マイナス1, 900円。

17款繰入金、1億2, 695万1, 000円、調定額、収入済額ともに1億1, 236万1, 897円、マイナス1, 458万9, 103円。

18款繰越金、2, 987万6, 000円、調定額、収入済額ともに2, 987万6, 375円、375円。

1ページめくっていただきまして、5ページをお願いいたします。

19款諸収入、1億1, 583万6, 000円、調定額、収入済額ともに9, 395万7, 225円、マイナス2, 187万8, 775円。

20款町債、1億2, 940万円、調定額、収入済額ともに1億914万9, 000円、マイナス2, 025万1, 000円。

歳入合計は15億9, 204万6, 000円、15億2, 348万1, 400円、15億615万1, 216円、68万4, 629円、1, 664万5, 555円、マイナス8, 589万4, 784円です。

続いて、歳出に移らせていただきます。

決算書につきましては7ページ、参考資料は4ページをごらんいただきますようお願いいたします。

歳出につきましても、款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。

なお、翌年度繰越額の数値がゼロ円の場合は割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、1款議会費、4, 919万9, 000円、4, 881万7, 641円、38万1, 359円、38万1, 359円。

2款総務費、3億5,397万5,081円、2億9,070万68円、5,145万6,000円、1,181万9,013円、6,327万5,013円。

3款民生費、3億6,547万3,000円、3億5,410万6,478円、1,136万6,522円、1,136万6,522円。

4款衛生費、1億6,481万4,000円、1億5,654万6,012円、826万7,988円、826万7,988円。

5款農林水産業費、2,361万6,000円、2,327万4,681円、34万1,319円、34万1,319円。

6款商工費、5,795万3,000円、5,675万1,531円、120万1,469円、120万1,469円。

7款土木費、1億8,680万8,000円、1億4,650万2,767円、3,760万円、270万5,233円、4,030万5,233円。

続いて、9ページとなります。

8款消防費、6,794万円、6,644万1,660円、149万8,340円、149万8,340円。

9款教育費、5,107万3,000円、4,859万2,000円、248万1,000円、248万1,000円。

10款公債費、2億6,690万7,489円、2億6,654万7,761円、35万9,728円、35万9,728円。

11款諸支出金、1,000円、ゼロ円、1,000円、1,000円。

12款予備費、15万6,430円、ゼロ円、15万6,430円、15万6,430円。

13款災害復旧費、413万円、410万662円、2万9,338円、2万9,338円。

歳出合計は、15億9,204万6,000円、14億6,238万1,261円、8,905万6,000円、4,060万8,739円、1億2,966万4,739円となります。

続きまして、139ページになります。実質収支に関する調書をごらんいただきたいと思っております。

3号歳入歳出差引額が4,376万9,955円、4号の翌年度へ繰り越すべき財源といまして918万5,000円、5号実質収支額が3,458万4,955円、6号で実

質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定により、基金に繰り入れる金額を1,730万としております。

決算書、続いての140ページにつきましては、地方消費税交付金のうち社会保障の財源となる経費331万1,000円の充当先を計上いたしております。

また141ページ以降につきましては、財産に関する調書となっております。以上、簡単でございますが、一般会計歳入歳出決算の概要説明とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 監査結果報告を求めます。監査委員、西村典夫君。

監査委員（西村典夫君） それでは、平成26年度決算審査の報告をさせていただきます。

平成27年8月27日、笠置町長、松本勇様。笠置町監査委員、仲北悦雄、同、西村典夫。

平成26年度笠置町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の提出について。

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成26年度笠置町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、次のとおり意見書を提出する。

#### 意見書

##### 1、審査対象

- (1) 平成26年度笠置町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (2) 平成26年度笠置町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (3) 平成26年度笠置町簡易水道特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (4) 平成26年度笠置町介護保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (5) 平成26年度笠置町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (6) 財政健全化判断比率の状況
- (7) その他関係帳簿及び台帳

2、決算審査日 平成27年8月6日、11日、12日

3、出席者、町長、参与、総務財政課長兼会計管理者、関係課長

#### 審査の総括意見

平成26年度笠置町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び決算書附属書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認し、各種帳簿、証書類及び各課などから提出された関係書類等を照合した。あわせて予算の執行状況及び決算の内容について、関係職員から説明を聴取し、審査した結果、決算書、出納簿、歳入簿、出納証書類において、間違いなく整理され、正確かつ適正なものであったと認めた。

当該年度の決算審査においては、昨年度の決算監査に引き続き、町税を初めとする各種収

入に対する未収金の取り扱い並びに不納欠損処分について監査した。中でも、特に税収については、その自治体における一般財源のかなめとなることから、その徴税については十分な理解と意識を高められ、納税者に対し一層の納入促進を図るよう努められたいこととした。

本町においては、今回の監査、あるいは例月監査も含めて、その未納者に対する督促状の発布、滞納者への納税相談など、小規模自治体としての少ない職員体制の中であってもその積極的な面がうかがえるが、消滅時効が完成したことなどによる不納欠損処分がされていることから、行政サービスの公平負担の必要性・重要性の観点より、改めて意見を付すものである。

一方、当町においては、さまざまな目的を有するさまざまな基金が設置されている。特定の行政目的のために資金を積み立て、その目的となる事業運用などに役立てられているが、その基金の設置目的外の処分は当然ながら制限されているところである。現在、笠置町では基金の目的外の処分はしておらず、適正な運用を図っていると判断するが、基金はその設置条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとされており、その性格を十分に理解し、今後も適正な運用を図られたい。

また、本年度も本町が各種団体などに対し支出している補助金について、重点的に審査をしたところである。補助金は公益上の必要性からさまざまな団体などの活動、用途に応じている反面、財政状況が従来から厳しい中であって、その補助金、負担金の予算計上をされているが、その団体などの活力ある事業、施策を十分に補助する意味合いが深いことから、そのバランス、内容を十分加味しながら予算計上、予算執行をされたい。

最後に、一般会計並びに特別会計において、限られた財源の中で住民サービスとなる各種施策を講じていることが、決算書などにより読み取ることができるが、地方創生における今後のビジョンを確立しつつ、今後もふえ続けていくことが想定される福祉関連事業を初めとする住民サービスのニーズ並びに行政戦略に対応することも考慮し、計画的かつ適正な予算執行に努められることを強く望んで、総括意見とする。

#### 審査の結果

##### (1) 決算規模

平成26年度笠置町一般会計及び特別会計の決算は次のとおりである。

区分、予算現額、決算額、歳入額、歳出額、差引額。

一般会計、15億9,204万6,000円、15億615万1,000円、14億6,238万1,000円、4,377万円。

特別会計、6億2,878万6,000円、6億7,913万9,000円、5億9,927万3,000円、7,986万6,000円。

合計、22億2,083万2,000円、21億8,529万円、20億6,165万4,000円、1億2,363万6,000円。

## (2) 決算収支

平成26年度決算額は、一般会計においては、歳入総額15億615万1,000円、歳出総額14億6,238万1,000円で、形式収支額となる歳入歳出差引額は4,377万円を計上している。また、翌年度に繰り越す事業に必要な財源918万5,000円を除いた実質収支額は3,458万5,000円となり、単年度収支額は2,301万6,000円の赤字となった。

また、全特別会計においては、歳入総額6億7,913万9,000円、歳出総額5億9,927万3,000円で、歳入歳出差引額は7,986万6,000円を計上している。

## (3) 予算の執行状況

歳入は一般会計、特別会計合わせて予算現額22億2,083万2,000円に対し、決算額21億8,529万円で、収入率は98.4%となっている。

歳出は一般会計、特別会計合わせて予算現額22億2,083万2,000円に対し、決算額20億6,165万4,000円で、執行率は92.8%となっている。

一般会計及び特別会計、それぞれの執行状況は、次のとおりである。

### 会計別執行状況

区分、予算額、歳入決算額、金額、収入率、歳出決算額、金額、執行率。

一般会計、15億9,204万6,000円、15億615万1,000円、94.6%、14億6,238万1,000円、91.9%。

国保会計、2億4,977万9,000円、2億9,300万8,000円、117.3%、2億3,006万3,000円、92.1%。

簡水会計、6,843万4,000円、7,082万2,000円、103.5%、6,457万5,000円、94.4%。

介護会計、2億5,050万8,000円、2億5,586万3,000円、102.1%、2億4,566万7,000円、98.1%。

後期高齢会計、6,006万5,000円、5,944万6,000円、99.0%、5,896万8,000円、98.2%。

合計、22億2,083万2,000円、21億8,529万円、98.4%、20億6,165万4,000円、92.8%。

#### (4) 財政状況など

##### 一般会計

平成26年度における決算額は、歳入総額15億615万1,216円、歳出総額14億6,238万1,261円で、歳入歳出差引額、形式収支として4,376万9,955円を計上している。また、翌年度に繰り越すべき財源となる金額918万5,000円を除いた実質収支としては3,458万4,955円の剰余金を計上している。

本年度については、減債基金を1億475万8,592円取り崩し、地方債の繰上償還を実施し、公債費の後年度負担を低減している。昨年度の意見書でも述べたが、地方財政法上、この剰余金の全部もしくは一部を基金に積み立てる、もしくは地方債の繰上償還に充当することとされており、財政調整基金に積み立てることなく、当該繰上償還に充当することも考えられた。ともあれ、自治体の財政の健全化判断基準の一つで、公債費の適正状況をはかる実質公債費比率は13.1%と、昨年度の同比率14.9%と比較しても、年々その数値を下げ適正化されている。また、その公債費の将来負担が減ったことなどにより、もう一つの財政指標である将来負担比率についても前年度より10.3%下がる17.9%との数値となった。義務的経費となる公債費の適正化が進むことは好ましく、今後の財政構造における弾力性が期待される。

また、基金については、一般会計では財政調整基金、減債基金を初め、特定目的基金として条例で定める基金が複数設置されている。本年度については、前述の繰上償還に減債基金を活用したほか、ふるさと基金などがその目的に応じて取り崩しをしている一方で、果実運用型とした基金利子分のみを財源として活用している基金も存在している。その中に、ふるさと納税として町に寄附された寄附金を積み立てて基金としているふるさとづくり基金がある。

ふるさとづくり基金については、その寄附金に寄附者の使用意向が示されている目的基金であることから、長期間積み立てておくだけではなく、今年度は町制80周年記念事業などに充当したように、速やかに寄附者の意向に沿った事業に充当することも考えられたい。当然ながら、その基金の目的外の処分は制限されるが、それぞれの基金の設置には目的があり、その基金設置に至る背景を鑑み、適正な運用をされたい。

今年度についても、昨年度に引き続き、町の税込並びに料金収入における不納欠損もしく

は未収金の取り扱いについて、重点的に監査を実施しており、その徴収業務の適正化、積極性について調査をしたところである。今年度の町税における不納欠損額は68万4,629円を計上しているが、納税者に対し一層の納税意識の向上促進が一時的なものとならないよう発信することや、納税者個々の実情に応じた対策、相談が求められる業務となっているが、なかなかきめ細やかな対応が難しいのも事実である。ただし、町における税の公平性の認識を納税者も行政も再認識した中で、京都地方税機構と連携を深めながら、分納誓約、口座振替の推奨などを促進し、町全体の納税意識の向上を図られるよう今後も期待したい。

一方、歳出面においては、国庫補助金や府補助金をうまく活用した事業展開をしつつ、費用対効果の側面から町単独事業の廃止や見直し、事務事業の精査、また経費の節減など経常経費の見直しなどに以前より努められているところである。

しかしながら、一般財源の乏しい当町においては、国の交付税の考え方を初め、国の重点施策の変更などにより、その交付金、補助金の額の縮小などが影響を及ぼし、当町の住民ニーズに沿った事業展開が左右されている。その結果、事業の実施の停滞や年度内実施事業の規模縮小が余儀なくされているところで、その年次計画がうまく進まない状況にあるようにも思われる。また、それによって、当町における経費削減効果が薄れている感もある。そうした中で、笠置町でも地方創生プロジェクトが本年度より始動しており、今後の笠置町の歩むべき道を示す実施プランなどの選定、実行が期待されるところである。民間の意見を取り入れながら進められる当該プランにおいては、さまざまな施策の展開が予想されるが、当然ながら、その事業に充当する財源の確保が求められる。限られた財源の中で効果的な事業展開をすることは、非常に高度な行政手腕を伴うが、一層の財政の健全化を図り、よりよい笠置町を築き上げていただくよう期待する。

14ページ、お願いします。

## 平成26年度財政健全化審査意見書

### 1、審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

### 2、審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、

いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

健全化判断比率、平成25年度、平成26年度、早期健全化基準。

実質赤字比率、—（バー）、—（バー）、15.0。

連結実質赤字比率、—（バー）、—（バー）、20.0。

実質公債費比率、14.9、13.1、25.0。

将来負担比率、28.2、17.9、350.0。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、それぞれ赤字とならなかったため、—（バー）として表示。

#### （2）個別意見

##### ①実質公債費比率について

一般会計における審査結果でも触れているが、年々当該比率が改善されていることは好ましく、繰上償還の実施などにより、今後も引き続き公債費の適正化に努められたい。

##### ②将来負担比率について

平成26年度の将来負担比率は17.9%と前年度と比較して10.3ポイント改善され、早期健全化基準350.0%を大きく下回っている状況にあるが、当該比率は公債費のみならず、交付税制度や一部事務組合に対する組合債支出などが大きく関与していることから、今後も引き続き将来負担比率の抑制に努められたい。

#### （3）是正改善を要する事項

特に指摘する事項はない。

### 平成26年度経営健全化審査意見書

#### 1、審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

#### 2、審査の結果

##### （1）総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

健全化判断比率、平成25年度、平成26年度、経営健全化基準。



資金不足比率、－（バー）、－（バー）、20.0。

資金不足比率が赤字とならなかったため、－（バー）として表示。

（2）是正改善を要する事項

特に指摘する事項はありません。以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し同一議題について3回ですので申し添えます。質疑はありませんか。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

決算書に60ページになりますけれども、町例規システムの使用料が計上されています。以前、例規集のホームページ上へのアップを依頼したところ、例規集の整理が済めば進められるという趣旨の返答をいただきましたけれども、今、例規集の整理状況はどうなっていますでしょうか。さらに、ホームページ上へのアップの見通しはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

御承知のとおり、平成26年度にホームページの更新事業を行いまして、それに間に合えばというお話もさせていただいたところなんですけれども、まだ現段階では例規集の全ての見直しを行えていないのが実情です。ホームページも新しくなりましたことから、各課のほうには例規集の関係する部分についての見直しをまたお願いいたしております、できれば27年度でも早い時期にでもホームページに上げられたらいいなとは思っているんですけれども、なかなか事務的に進まないのが現状で、申しわけないですけれども、もうしばらくお待ちいただけたらと思っております。すみません。お願いします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

町税の収入等についてちょっとお聞きしたいんですけども、町税は平成26年、25年度へは収入済額が約1億6,000万と変わりはないんですね。調定額とか不用決算、収入未済額によってはちょっと変わりますけれども、収入済額でいけば1億6,000万円となっております。そして、ゴルフ場の利用税の交付金、これが26年度と25年度が、26年度が4,400万円余り、25年度が4,650万円余り、1年で230万円も落ちているわけですね。だから、町に入ってくる収入というか、そういったものに対しては物すごい大き

な比率になってくると思うんです。3月議会でゴルフ場利用税の存続の意見書を3月議会で出させていただきましたけれども、この230万円というのはやはり企業にとっても大きいですが、ただ、この部分は70歳以上はゴルフ利用税は無料なんで、一概には言われませんが、企業の。ただ、70歳未満の方でいうと230万のマイナスということですね。だから、ここの笠置ゴルフ場は大体1,000円取っておられるはずなんです。そうすると、年間2,300人の減少、大きい数字なんですけれども、それに対して先日、プレミアム商品券発行されましたけれども、これは笠置ゴルフ場に対して入ってくれとアタックされましたか、その辺のところ。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼します。大倉議員の先ほどの御質問にお答えさせていただきます。

プレミアム商品券の発行の事業所の取り扱いのときに、企画観光課の担当のほうからも声はかけていただいているんですけれども、グループ企業というところで笠置カントリー、木津川カントリーだけで単独でできることはできないというお返事をいただいておりますので、そこから今回の事業所の取り扱いには入っていただくことはできませんでした。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 外資系企業になればなかなかそういうわけにいかないと思うんですけれども、例えば古い話なんですけれども、木津川カントリーなんかは昔、笠置愛好会といって我々もゴルフ、笠置町の町民の方が何人かで大分集まって行ったこともあります。そして、レイクでは4カ町村ゴルフ大会といって、これも百五、六十人の大会でやったことも何回かあります。今はなかなかそういう、難しいかもわかりません。つい最近までは、南笠置で笠置ゴルフ場の愛好会というのがやっておりました。これも4組か5組ぐらい、私も二、三回参加させていただきました。なかなかこういった会がだんだん縮小になって、難しいと思うんですけれども、笠置ゴルフ場存続のために、収入がちょっとでもあるようにそういう会を、それは民間というか1団体でやるわけなんで、町がどうのこうのとなかなか言えないんですけれども、町としてもそういった支援できるようなことは何かありませんか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの大倉議員の質問にお答えします。

大倉議員も質問の中で言っておられるとおり、愛好会等々についてはやっぱり民の中でやっていただくことが、すなわちゴルフ利用税の促進につながるという部分ではそのとおりだ

と思います。その中で、行政がやれるという部分になれば、なかなかこういう部分では行政が入っていきにくいかなという具合には考えております。ただ、笠置町としましては、ゴルフ利用税の歳入に占める割合が非常に多いでございます。よって、ゴルフ利用税撤廃の関係するところの政治連盟の中には加入させていただきながら、国・府等々に呼びかけをしているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

ちょっと3点ほど質問したいと思います。

まず1点目は、12ページの不納欠損でありますけれども、これも先ほど監査報告のほうでもありましたが、やはりなくなるということなく出てきております。町民税のほうとそれから固定資産税、それから軽自動車税ということで上がっておりますけれども、これの件数と理由、これのちょっと説明をしていただきたいと思います。地方京都府の税機構のほうへ行ったやつで、大分改善はされてきていたんですけれども、まだこの不納欠損になった理由をちょっとお願いしたいというのが1点。

それから、監査報告でもありましたけれども、実質公債費比率、それから将来負担比率、こういうのは改善されて年々よくなってきております。おかげでうまくいっていると思うんですけれども、経常収支比率はどうであったのか。これも毎年笠置町は100%を超えているような状態であったんですけれども、25年度は105%ほどやったかなとは思っておるんですけれども、これは下がっているのかどうか、その点が2点目。

それから、もう1点は、予算執行率というか、参考資料でいただいている中で、予算対比、これがずっと見てみますと、土木費だけが78.4%という形で悪くなっております。これは前年度、笠置山線の工事の関係で繰り越しをしたので多分こういうふうになっているんじゃないかなと思いますけれども、この辺のちょっと理由と、よろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。ただいまの西岡議員の御質問につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

不納欠損のまず初めに件数についてなんですけれども、件数につきましては町民税で28件、固定資産税で34件、軽自動車税で4軒ということになっております。理由といたしましては、不納欠損をする理由的なものとして、地方税機構の調査等が行われます。その中で、滞納処分できる財産、預金、給与、生命保険、不動産等が処分できるものが



道路維持費のほうで橋梁の改修工事1橋分を繰り越しいたしました。この分で700万円。それと、道路新設改良費、こちらのほうで笠置山線によるもの、それと笠置有市線の改良事業によるもの、並びに地域主導型によります町道平田線新設工事、それに伴います委託料、工事請負費、それから公有財産購入費、これらが約3,000万円繰り越しております。この道路新設改良費並びに道路維持費の繰越額があったことによりまして、御指摘のとおり執行率が70%台となっているものでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

まず、最初の不納欠損の件ですけれども、これは、せやから3つの理由があって、おのおの不納欠損にしたということなんですけれども、あれは5年ですか、5年間あれやったら消滅するということやけれども、あれが督促状を出されておったらその5年間というのは延びるということではなかったんですかね、その辺ちょっと。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼します。

督促状が出て、当然督促状というのは納期限が過ぎまして、一定期限過ぎますと督促状を出させていただきます。それで、一定期限過ぎますとまた税機構のほうに送られることになります。ですから、督促状が出たら時効が延期するというのではなしに、時効が延期するというのは、その間に内金でも入れられた場合、納入が行使された場合、そういった場合は内金でも入れられていればその1期分が、またその入れられてから5年という形で時効が延長するということになっています。ですから、督促状が云々ではなしに、督促状というのは出て初めて時効が開始ということになりますので、督促状の交付というのがまず初め、基点になってきます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

それで、結局は差し押さえとか、税機構へ行ってから差し押さえ等も確実にやっていくようなことでやられていたわけですから、そういう面でもできなかったということで本年度これだけ不納欠損として上がったと、こういうことでよろしいですか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼します。

まず、滞納処理につきまして、もう一度最初からちょっと御説明させていただきたいと思

います。先ほども言わせてもらいましたように、各税ごとの納期限後20日以内に督促状が町のほうから送付されることとなります。その後、督促状の納期限、おおむね10日になるんですけども、それが過ぎましたら税機構のほうに債権が移転されるということになっております。税機構では年度分30万円以下のものにつきましては、既に滞納のある納税者のものでなければ催告センターというところに送られまして、催告書がほぼ毎月送付されることとなります。その後、3回の催告の送付の後、納付や連絡等がない場合、地方事務所の対応となりまして、資産調査等が行われまして、催告予告書というものが送付されます。そして、納付がない場合、給与、預金、生命保険、不動産などの差し押さえ措置がとられます。

なお、催告書を3回送付いたしましても個人分で10万円以下の減免分につきましては、催告書扱いになりまして、過年度分になりましたら地方事務所の対応ということにはなりません。ただし、この調査の中で、滞納処理というのはまた換金しやすいものから入りますので、調査の中で給与とか預金とかございましたらそれが優先的に行っていくと。換金しにくい不動産等はなかなか着手することができないということは1点ございます。

また、金額の大小、それから個人の滞納額の違いによってもいろいろ処理が異なってくるということの中で、中身としまして調査した結果、もう返済ができない、能力のないという、財産のないという判断された場合、こういう処置がとられたケースもございますし、金額が少なくても5年間、時効が成立してしまったといういろんなケースがあると思うんですけども、一応大体そういう流れで滞納処分というのがされ、そういった中で残ってきたものといえますか、年数が経過したものについてやむを得ずこういった形での不納欠損という形の処理を行っているところでございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） わかりました。

それでは、軽自動車税、これ4件あるということでしたけれども、この軽自動車税はどういう理由でなっていますか。これ、車検とか多分関係しているんで、これ払ってなかったら車検も受けられないと思うんですけども、そういうものはなぜこうして残ってくるのか、ちょっとその辺の説明をしてください。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

軽自動車税についてなんですけれども、軽自動車税といいますのは軽自動車だけではなく、原動機付自転車、それから125シーシーまでの二輪、それから農耕用小型特殊、二輪関係

は全てこの軽自動車税の中に含まれておりますので、この4件がどの種類かということまでは特定しておりませんが、車検に対応しない車種もあるということで、今回のような件数が上がってきているものというふうに思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） はい、わかりました。

それでは、2点目の経常収支比率の件ですけれども、来年度は100を切れる予定ですか。これ、もうずっと今までから100を超えておるんですけれども、笠置町は。これを100を切るようにしようと思ったら、結局歳出を削るかせんとしようがないわけですね。収入のほうは何かふえるものがあつたらええけれども。そやからそういうことでなかなか今までも下げられてきてないんですけれども、これを下げようと思ったら町単独のいろいろやっていることを削ったりせんとしようがないと思うんですけれども、これ来年度は100を切れるというようなことを先ほどおっしゃったけれども、期待してよろしいですか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま西岡議員のほうから経常収支比率の関係で、来年度の予想、総務財政課長も私も希望として100を切りたいなという希望は持っております。ただ、現実を見れば、今、26年度は109%余りあつたやつを10%という部分については非常に厳しい部分が現実あるのかなと。ただ、繰上償還に伴います公債費の義務的な経費は27年度以降非常に減少されますので、その部分は大いに期待を持っております。ただ、一方で、住民の福祉的なニーズに伝えていくという分に関連すれば、社会保障経費も充当はできますけれども、やっぱり一般の財源も必要となってきます。これは町だけじゃなしに国や府の動向なり、またその事業等も十分加味しながら検討を加えていく必要がある。

もう一方で、西岡議員も御指摘いただいた大きなネックは、町単独事業の部分になろうかなと思います。この部分につきましても、常任委員会等々でいろいろ議論はしていただいております。今後も引き続いて行政と議会とそういう町単独事業の見直し等について意見交換なりできたらいいかなという思いを持っておりますので、またそのことについても常任委員長を初め、議員各位にはお願いしておきたいと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 3点目の土木費の執行率の件ですけれども、これ一応、工事が繰り越してやっているやつでということで、理由はわかっています。それで、26年度決算には関係ないけれども、27年度の繰り越した工事というのは、今年度、27年度、順調に消化でき

ているんですか。笠置山線の保安林の問題とかは一応オーケーはもらったように聞いておりますけれども、この繰り越した工事の進捗状況はちょっと教えてもらえますか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。ただいまの繰り越し分の進捗状況についてということについて御説明をさせていただきます。

まず、笠置山線の関係でございますが、昨年度等いろいろ御心配をいただいておりますが、保安林解除の関係でございますが、こちらのほうは指定の解除を受けることができました。これに伴いまして、これまで保安林であるがゆえに施工できなかった箇所というものは、そういった縛りはなくなったわけでございますが、それを見越して今年度当初予算におきまして、国の交付金のほう要望をいたしておったわけでございますが、今年度、国の当初予算の配分が極端に減らされたということがございまして、笠置山線のほうにつきましては、要望額といたしましては、事業費ベースで8,000万等要望しておったわけですが、実際には事業費ベースで300万程度というような交付割合となっております。その分と繰り越し分とを合わせまして約1,000万弱ぐらいの事業費ベースとなるかもわかりませんが、まだ当該年度の追加要望というものが、若干ではございますが可能性として残されております。それはこれまでの経過からいたしまして、例年11月ごろに要望調査が行われるということございまして、何とかその際に幾らかでも交付金追加があるようであれば、それに手を挙げさせていただいて、少しでも事業量のほうをふやしたいというふうには考えておりますが、もしそれがありませんでしたら、現在の持っている財源をベースに約1,000万円程度の事業というような形で今年度は施工しなければならないのかなというふうに思っております。

あと、それ以外の橋梁の維持補修等につきましては、こちらは河川法の許可の関係がございまして、10月15日以降の出水期が終わってから以降の発注ということで、現在、設計・積算等業務を進めておりまして、10月ぐらいに入札等の準備をしたいというふうに考えておるところでございます。

あと、それ以外の笠置有市線につきましては、現在家屋の補償調査等、着手したところがございます。

あと、地域主導型によります町道平田線につきましては、測量調査のほう終わりをしまして、今現在、用地買収の分筆等の調査をいたしておりますが、何とか今月中に補償、用地買収等の契約にこぎつきたいなというふうに考えておりまして、年明けぐらいには工事のほうの発



注をしたいというように考えておるところでございます。進捗状況といたしましたら、以上でございます。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

先ほどから西岡議員が不納欠損額に対して5年たてば処置ができるとかいう理由でしたけれども、何回もやっぱり回数を多く通知していれば、気にもなってもっと早く払われるかもわからしませんが、そういうことをちょっと言っておきます。

そして、138ページの不用額に4,060万8,739円のことで理由と説明を願います、不用額、内容と説明ね。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） 失礼します。

ただいま石田議員のほうから138ページの歳出合計の不用額が4,060万8,739円について御質問いただいたわけでございます。

この件につきましては、それぞれ総務財政課長が各款ごとで議会費から災害復旧費まで款ごとで説明させていただきました。結局、予算の歳出で見ていた金額が使い切れなかった。それは一つの要因としましては、国の事情なりいろいろあると思います。ただ、当町では予算編成するに当たって、できるだけきめ細かな予算編成はしているつもりでございますけれども、ただ、1年間通じてのいろんな諸事情がございます。できる限り最終の3月議会でこの部分を少なくするために、各課へは不用額調べは出ささせていただいております。ただ、それでもやっぱりなかなか差が縮まらないというの大きな部分は、やっぱりある部分で3月以降の支払い等もやっぱり出てこようかなという思いもそれぞれの課も持っております。

それと、もう1点が、こういう各市町村の予算の不用額についての違いがあります。というのは、他の市町村では専決処分をしまして、3月中に専決処分して、6月に議会報告でこの分を少なくしたような専決処分をやっている自治体もあります。しかし、笠置町では専決処分なしで、できるだけ3月議会で間に合うような取り組みを従来から考えておりますので、こういう数字が出てくるというのはやむを得ない部分があります。

それと、もう1点は、この分につきましては、ある一定、監査委員の意見書にもありましたとおり、一定翌年度の財源として使った場合、繰上償還の財源にもできますし、また一般的な財源にもできますので、そういう意味では多少は残してもいいのかなと思います。ただ、金額的に見ればどうかなというのは、もう少し減ったほうがいいかなというのは個人

的な意見としては持っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

監査委員が書いておられるように、基金の関係で1点お聞きしたいんですけども、このふるさとづくり基金、これが当初3,000万以上あったと思うんですけども、今はもう1,500万余りですね。もともと例えば、桜で3,000万していただいて、結局今まで桜を何本植えられて、枯れた分があると思うんですけども、そして当然、桜を守る会で御苦労ですけども草刈りとかやっていた。その桜に使用した関係の3,000万に対して、現在どれぐらい桜が何本ぐらいという、大体何本枯れた、やっぱり鹿とかイノシシ、枯れた分もあると思うんですよ。大体何本植えられて、今現在何本あるのか。だから、その3,000万のうちに桜の買ったお金、桜を守る会で今まで使われたお金、3,000万で実際にここは1億5,000万、これは毎年ふるさと納税で100万前後いただくから、ここにプラスされているから、桜のここではわかりませんが、実際今、幾ら桜では残っているんですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） ただいまの大倉議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、基金取り崩しにつきましては、平成22年から26年度までの間で1,626万9,118円を取り崩しております。残といたしましては、平成26年度末で1,373万882円が残として残っております。それと、22年から植栽等を始めたわけなんですけれども、これまで190本ほど植栽をしています。それと、枯れたということで、ちょっと若干把握していない部分もあるんですけども、苗木の小さいやつ等が鹿等に食われて枯れたといったところが、正確ではないですけども、およそ30本かぐらいはあるんじゃないかと思っています。それにつきましても、今後調査といたしますか、していきたいと思っておりますので、以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

桜で純粹に寄附していただいて、残っている残がここの基金では1,584万ですけども、1,373万ということですね。そうすると、この桜を守る会でやっていたのは御苦労なんですけれども、これがもう枯渇というか、1年に大体、百五、六十万ずつ使って、今もそうですね、そういうところに使っていたらと思うんです。これだとあ

ともう10年で必ず枯渇するというか、目的基金のね。だから、これを今後どういうふうにもし基金がなくなれば、どういうことを考えておられますか。もうこのままで170万ぐらい使われたら、もう七、八年で終わると思うんですけども、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 篤志の方から高額の御寄附をいただきまして、そして毎年そのお金を使わせていただき、毎年桜の植栽をいたしております。我々といたしましては、あと10年もすれば桜が多分一人前になってくるであろうという見込みを持っております。しかし、その後の手入れが必要になってこようかと思えます。管理が必要になってこようかと思えますが、この管理につきましては、やはり町の予算を組みながらという話になってくるのではないかと、そんなふうに思えます。今後、また新しくそういう御寄附をいただく方等もあらわれましたら別の話になろうかと思えますが、今のところはやはり町のほうで管理をしていくといった形になってこようかと思えます。以前はやはり桜の管理につきましては、観光協会等でお世話になりながらやってきた経緯もございます。そういったことも含めて、今後は各方面からの御協力をいただきながら、管理をしていきたいと、そんなふうに思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 先ほど、課長が今までに190本植えられたということですけども、これ以上もう植えるような、当然あちこち見たら植える場所がなかなかないと思うんですけども、今後植える予定の箇所とか何カ所か予定はされているんですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） なかなか植える場所もおっしゃるとおりないわけなんですけれども、一本でも多く植えたいという気持ちは持っています。そういった中で、また桜の保全委員会とかその辺とも相談しながら決めていきたいと、かように思っています。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

そうですね。なかなか植える場所、もう笠置山の上なんか鹿がおるから囲いをつくったかて、切山を登ったところも囲いをしているけれども、イノシシとか鹿にやられていますね。笠置町の河川敷のあのあたりでも水害で桜がいかれていると、たくさん見られます。190本ぐらいと、恐らく100本ぐらい——何本かは私は勘定していないからわかりませんが——しかないんじゃないかという気がするんですけども、それは別にして、町

長が今おっしゃったように1, 373万しかないけれども、将来的にはやはり町で何とかという話みたいな答弁だったんですけれども、そうするとこの1, 300万で恐らくもっと桜をどんどん植えて、これ使い切ったらそれで終わりになるんですから、将来的に草刈りとか今、例えば、我々も町なかでも更地にした家が、後、ペンペン草が生えて本当に困っているというか、もしこれ秋になってそのままほっておけば、たばこの火とか火災に原因にもなるというか景観上も悪いと思うんですよ。だから、そういったいろんな意味の、笠置町全体の草刈りとかいろんな意味の関係で、今、お年寄りたちも多いんで、社協等連絡していわゆるシルバー人材センターというか、そういうなんをつくる意見はどうですか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま大倉議員の質問にもございましたシルバー人材センターの設置という部分で、町としてどのように考えているか、どのように取り組むかという話だったと思います。

確かに、大倉議員御指摘のとおり、笠置町全域で高齢化になってきて、それぞれの草刈りというのも非常に困難を来しているのも事実でございます。その中で、シルバー人材センターがあれば安価でまたお願いできるという分がでございます。その件について、これは行政の取り組みじゃなしに、基本的には住民の方々、誰かが代表者になっていただきながら、それぞれの得意分野の方々が登録していただくというのが本来の姿であろうかなと。ただ、そういう部分がなかなかできない中で、社会福祉協議会も一つの組織として浮かび上がっているというのもこれ事実かなと思います。その件につきましては、社会福祉協議会の組織もでございます。どういう意向を持っておられるか、部分もあろうかと思えます。ただ、今回こういう話やったということは伝えて、またどのように動かれるかということは見守っていきたくて、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

最後に、そうしてこういう寄附、ふるさと納税をされた方に対して、大概目的があって、こういうように使ってくださいよという方、桜だけじゃなしに、ほかで使ってくださいということだと思えるんですけれども、そういった方にはこういうふうに使ったというお手紙なんかは今まで出された、今後また出されてなかったら出していただいたほうが、次にまたその方が寄附をするとか、そういう可能性があるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼します。大倉議員の今のふるさと納税の件にお答えさせていただきます。

現在、寄附をいただいた段階では目的に合った事業に充当させていただきますという形で御礼状は出させていただいております。ただ、これに使ったというのは、その寄附だけではないいろんな方の寄附が集まって使っているものですから、ちょっとそれを特定してということは今までしておりませんでした。また、実際何年か前にしたのを今ごろかという意見もあると、ちょっとこちらも困りますので、検討はさせていただきますが、最初の寄附の段階でしているということは御了解いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼します。

桜の寄附に関してなんですけれども、これまで実施してまいりました年度ごとの実施状況報告といえますか、それにつきましては毎年寄附者の方にそういった形で御報告をさせていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

もう1点、ちょっとお聞きします。

72ページの地域防災計画策定事業、これに777万6,000円使われておりますけれども、これはあの地域防災計画の作成だけのお金ですかね。ちょっと説明してもらえますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼します。

西岡議員の御質問ですけれども、ここに計上しております金額が業者さんのほうに委託した金額になっております。計画書の策定見直しから冊子の作成というところまでのサイシュになっております。去年、26年度中に会議をいたしまして冊子のほうがちょっと一部修正ができてしまいまして、でき上がってしまってから修正があったものですから、ちょっと配付させていただいているのがおくられているんですけれども、その分で全ての業務を委託しているということになります。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） この3月やったかな、笠置町防災計画をつくられましたね。あれのことでしょう、これ。あれをつくるだけで770万も払っているわけ。そやけど中身の改正点とか、そういうのは全部各種団体とか地域からいろいろ改正意見を聞いて、取りまとめ等はこ

ここで総務課のほうでやったんじゃないんですか。そういうようなものも含めて、あの冊子をつくるまでを含めてこれだけの金額を払われているということか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼します。

御質問の業務の内容ですけれども、おっしゃっていただきましたように冊子をつくるまでというところなんです。ただ、本年度、予算の可決のときにも提案したときにも御説明させていただきましたが、今回につきましては過去、平成の初めのときに一般対策、それから地震対策というのもつくっていますが、今回は原子力やらいろいろなものがふえてきております。長い間、見直しもしておりませんでしたので、ほぼ一からということではないんですけれども、見直しする箇所がかなりふえております。また、委託しました期間も長く、冊子作成までの期間というところでほとんど業者さんのほうにもかかわっていただいてまとめたり、封筒の窓口は担当者のほうにしておりますが、そういう新たな法改正があったり、政令の改正があったりしたのも全て反映させていただいた中で業務委託をしまりましたので、金額的には高いものになっているかもしれませんが、それに見合ったものが作成できているのではないかと考えております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） これは、ちょっと770万の内訳はわからんけれども、ほんで、この防災計画書は何部ほどつくられて、どの辺まで配付されているのか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼します。

冊子の配付につきましては、まだ今これから発送をする予定になっております。議員さんにももちろん配らせていただきますし、各地区区長さん、それから京都府下の市町村、京都府等関係機関につきましては全て配らせていただく予定で、部数のほうがちょっとわかりかねますが、今月中に全て発送できるような準備に今かかっております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） これ、でき上がって、ええのができたと思うんですけれども、ちょっと私もでき上がったやつの中身をずっと見させてもらいましたけれども、どういう何々を整備していくとか、例えば各地区との連絡体制をどういうふうにしていくとか、こういうふうにしていくとかいうて計画に上げられているけれども、ああいうのは今後ほんなら来年度の予算等に反映していくように考えておられるんですか。そこをちょっと聞かせてください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼します。

西岡議員の御質問ですが、例えば備蓄品とかそういうものにつきましては、年々順次整備もさせていただきますし、予算の計上もさせていただく必要もあるかと思えます。それ以外でソフト面といいますかそういうものにつきましては、各関係団体と詰めていった中での整備、例えば避難する態勢とかというものはそれぞれと打ち合わせをした中で整備していくものと思っておりますので、そこらはこれから計画ができて、計画書を配付し終わってからまた御相談なり、打ち合わせをさせていただきたいと思っております。予算も先ほど言いましたように、大きなものはほかの関係課との調整もありますので、今後順次できるものからというか、できるものを選択しながら整備していく必要があるとは考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

認定第1号、平成26年度笠置町一般会計決算認定の件について反対討論を行います。

反対の理由は、老人手当の削減、JRの運賃助成の削減を含んでおり、年金額の削減や介護保険料の引き上げなどが進められている中、住民の福祉向上、生活を守るという役割に反していること。また、番号制度システム整備費補助金、番号制度システム負担金など、マイナンバー制度の関連費が計上されていることです。

マイナンバー制度については、日本年金機構で個人情報流出が起きており、それに便乗した詐欺事件も発生しています。また、制度導入により特に零細企業などにとって情報管理の負担が大きくなるのが問題となります。

以上を反対の理由として、討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで、討論を終わります。

これから、認定第1号、平成26年度笠置町一般会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、認定第1号、平成26年度笠置町一般会計

決算認定の件は認定することに決定しました。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午前11時12分

再 開 午前11時25分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

---

議長（杉岡義信君） 日程第5、認定第2号、平成26年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 認定第2号、平成26年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

平成26年度笠置町国民健康保険特別会計の歳入総額2億9,300万7,851円、歳出総額2億3,006万2,972円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに6,294万4,879円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 本件の概要説明を求めます。会計管理者。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、平成26年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について概要の説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明させていただきます。

決算書につきましては1ページ、参考資料のほうは5ページをごらんいただきたいと思います。

款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。なお、不納欠損額及び収入未済額の数値がゼロ円の場合は割愛させていただきますので、御了承ください。

それでは、1款国民健康保険税、3,680万7,000円、5,088万5,832円、3,880万6,290円、88万3,900円、1,119万5,642円、199万9,290円。

2款使用料及び手数料、1万円、調定額、収入済額ともに3万3,700円、2万3,700円。



3款国庫支出金、6,343万7,000円、調定額、収入済額ともに6,424万1,562円、80万4,562円。

4款療養給付費交付金、817万9,000円、調定額、収入済額ともに1,012万3,302円、194万4,302円。

5款前期高齢者交付金、5,127万円、調定額、収入済額ともに5,127万65円、65円。

6款府支出金、1,211万3,000円、調定額、収入済額ともに3,132万8,121円、1,921万5,121円。

7款財産収入、2万円、5,274円、マイナス1万4,726円。

8款共同事業交付金、2,160万2,000円、調定額、収入済額ともに2,378万7,815円、218万5,815円。

9款繰入金、1,171万8,000円、調定額、収入済額ともに1,092万1,696円、マイナス79万6,304円。

10款繰越金、4,448万8,000円、調定額、収入済額ともに6,228万6,216円、1,779万8,216円。

11款諸収入、13万5,000円、調定額、収入済額ともに20万3,810円、6万8,810円。

ページをめくっていただきまして、歳入合計が2億4,977万9,000円、3億508万7,393円、2億9,300万7,851円、88万3,900円、1,119万5,642円、4,322万8,851円です。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

歳出につきましては、5ページからとなります。

歳出についても款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額の欄の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。

1款総務費、335万8,000円、301万7,215円、34万785円。

2款保険給付費、1億6,926万3,000円、1億5,285万1,863円、1,641万1,137円。

3款後期高齢者支援金等、2,599万8,000円、2,599万511円、7,489円。

4款前期高齢者納付金、7万4,000円、1万9,912円、5万4,088円。

5款介護納付金、1,271万4,000円、1,271万3,531円、469円。

6款共同事業拠出金、2,438万8,000円、2,431万3,484円、7万4,516円。

7款保健施設費、188万9,000円、120万4,480円、68万4,520円。

8款基金積立金、2万円、5,274円、1万4,726円。

次の7ページをお願いいたします。

9款公債費、5万9,000円、ゼロ円、5万9,000円。

10款諸支出金、1,001万6,000円、994万6,702円、6万9,298円。

11款予備費、200万円、ゼロ円、200万円。

歳出合計は2億4,977万9,000円、2億3,006万2,972円、1,971万6,028円。

以上です。

最終ページになります。31ページの実質収支に関する調書をごらんいただきたいと思っております。

3号歳入歳出差引額が6,294万4,879円、5号の実質収支額も同じく6,294万4,879円となっております。以上、概要説明とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 監査結果報告を求めます。監査委員、西村典夫君。

監査委員（西村典夫君） 国民健康保険特別会計、平成26年度における決算額は、歳入総額2億9,300万7,851円、歳出総額2億3,006万2,972円で、歳入歳出差引額6,294万4,879円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、国民健康保険税3,880万6,290円（13.2%）、前期高齢者交付金5,127万65円（17.5%）、国庫支出金6,424万1,562円（21.9%）、共同事業交付金2,378万7,815円（8.1%）、府支出金3,132万8,121円（10.7%）、療養給付費交付金1,012万3,302円（3.5%）となっている。

歳出の主な内訳は、保険給付費が1億5,285万1,863円と歳出全体の66.4%を占め、後期高齢者支援金など2,599万511円（11.3%）、共同事業拠出金2,431万3,484円（10.6%）となっている。

国民健康保険特別会計は、前年度繰越金が6,228万6,216円とし、本年度の剰余金が6,294万4,879円となっている。当該保険制度上、流動的な要素が多分にあり、

医療費の増減については予想が立てにくく、不用額が出ることはいたし方ないものと推察できる。そのため、診療報酬明細書などによる医療費の動向には常に留意するとともに、医療費の抑制を図るためにも、特定健診、保健指導を初めとする予防保健事業の実施に工夫と検討を加えて取り組み、さらなる厳しい状況を想定し対処していく必要がある。

一方、我が国の国民皆保険制度を支える国民健康保険において、この経済不況の折、保険税の税収を確保することは非常に厳しい。当該会計は、収益を目的とするものではなく、地域住民の医療を保障し住民の福祉を増進する目的のものであるが、その支出を目的に税率を調整し税額を算定することとしているため、国民健康保険事業の健全な運営上、税収の確保が非常に重要であり基礎となっている。

今年度における国民健康保険税の収入未済額は1, 119万5, 642円と、昨年度の収入未済額1, 348万8, 332円と比較すると、その未収金額は下がっており、また現年度分滞納繰越分を合わせた徴収率も向上している。府県税の徴収には、納税者へのその相互扶助制度と期限内納付を十分に理解していただき、滞納分の徴収については、京都地方税機構と連携を図り、一般税同様今後もその徴収に努力されたい。

なお、短期健康保険証の発行に当たっては、滞納者の納税への理解に努め、納付を促進するよう強く望むものである。以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

認定第2号、平成26年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件について、反対討論を行います。

当初、予算時に基金を活用した高過ぎる国保税の引き下げを求めましたけれども、引き下げはしないということでした。住民の方からも国保税が大分高いと言われる声をお聞きいたしております。税が生活を圧迫することがないように、今後国保税の引き下げをするように求め、反対討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

これから、認定第2号、平成26年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、認定第2号、平成26年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午前11時40分

再 開 午後 0時58分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

---

議長（杉岡義信君） 日程第6、認定第3号、平成26年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 認定第3号、平成26年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

平成26年度笠置町簡易水道特別会計の歳入総額7,082万1,580円、歳出総額6,457万4,476円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに624万7,104円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 本件の概要説明を求めます。会計管理者。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、認定第3号、平成26年度笠置町簡易水道特別会計歳入歳出決算について概要説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明させていただきます。

決算書につきましては1ページと、参考資料は6ページをごらんいただけたらと思います。

歳入は、款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。なお、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ円の場合は割愛させていただきますので、御了承ください。

それでは、1款分担金及び負担金、20万5,000円、41万1,430円、41万1,430円、20万6,430円。

2款使用料及び手数料、3,283万円、3,656万8,488円、3,564万1,472円、92万7,016円、281万1,472円。

3款財産収入、1万2,000円、2,233円、2,233円、マイナス9,767円。

4款繰入金、3,460万3,000円、調定額、収入済額ともに3,378万3,000円、マイナス82万円。

5款繰越金、78万2,000円、調定額、収入済額ともに95万5,997円、17万3,997円。

6款諸収入、2,000円、調定額、収入済額ともに2万7,448円、2万5,448円。

歳入合計は6,843万4,000円、7,174万8,596円、7,082万1,580円、92万7,016円、238万7,580円です。

続いて、3ページの歳出をお願いいたします。

歳出につきましては、款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。

1款総務費、828万325円、826万1,628円、1万8,697円。

2款衛生費、2,735万747円、2,351万2,731円、383万8,016円。

3款公債費、3,280万1,000円、3,280万117円、883円。

4款予備費、1,928円、ゼロ円、1,928円。

歳出合計は6,843万4,000円、6,457万4,476円、385万9,524円となります。

続いて、最終ページの15ページで、実質収支に関する調書をお願いいたします。

3号歳入歳出差引額は624万7,104円となります。5号実質収支額も同じく624万7,104円で、6号で実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定により基金に繰り入れる金額を315万円としております。以上、説明を終わらせていただきます。  
議長（杉岡義信君） 監査結果報告を求めます。監査委員、西村典夫君。

監査委員（西村典夫君） 簡易水道特別会計、平成26年度における決算額は、歳入総額7,082万1,580円、歳出総額6,457万4,476円で歳入歳出差引額624万7,104円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、使用料及び手数料が3,564万1,472円(50.3%)、一般会計と基金からの繰入金が3,378万3,000円(47.7%)となっている。

歳出の主な内訳は、公債費が3,280万117円(50.8%)、衛生費が2,351万2,731円(36.4%)となっている。

平成24年10月から水道料金が改定されたため料金収入も料金改定前と比較して増加しているが、依然として一般会計から財源補填額を繰り入れている。

その補填内容として、起債償還財源補填分とされていることから、当該会計において公債費が多くなっていることが理解されていることと思う。この公債費は水道施設の建設費などに充てられた企業債の償還であるが、その性質上、償還期間はほとんどが20年以上と長く設定され、単年度支出を平準化していることとしても、現状では歳出の約5割を占めている。当町の水道供給人口が低いことなどが原因となり、水道使用量が伸び悩んでおり、結果として一般会計からの繰り入れ補填に頼っているところとなっているが、一般会計でも述べたように純剰余金などを活用し、経常経費の削減策として企業債の繰上償還を実施することも一考いただきたい。

企業債の償還期限を長期化していることは前述しているが、長期化することで利率が高く設定されていることを鑑み、繰上償還を実施することにより、利子償還の減額につなげることは、毎年度、起債償還に対し一般会計より補填することとするならば、一般会計及び簡易水道特別会計ともに、相対的な削減につながると考える。また、公営企業として今後の施設の修繕、改修を計画し、経営方針を明確にするとともに、独立採算制の趣旨から能率的かつ効率的な経営基盤を確立し、健全な運営に努められたい。以上です。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。大倉君。

3番(大倉 博君) 3番、大倉です。

簡易水道の先ほどいろいろありましたけれども、歳入総額が約7,000万円で、そのうち使用料及び手数料が3,560万(50.3%)、一般会計からの基金からの繰入金が3,300万(47.7%)。これは、最近どこの地方自治体でも人口減少に伴う水道代の値上げ等いろいろ報道されておりますが、笠置町もいずれ人口が減り、そうすると今この基金が50%近い金、手数料、使用料が50%と伸びが低いですね。来年、再来年4月には、消費税が2%上がって10%になる予定です。

笠置町は平成24年、ここに書いていますように、10月に水道料金が1,000円から300円アップの1,300円、そしてその後消費税が上がって、今現在は1,338円と

なっております。これは10立方メートルですね。それでそういう数字になっております。

今後、本当に人口減少が続けば、この一般会計からの繰入金が増え続けるんじゃないかと思うんですけども、もちろんここに、監査にあるように、企業債の繰上償還ももちろん大事なんですけども、将来的に水道料金の値上げ等は、ということは将来的にどうですか、考える見込みは。その消費税アップ来年、再来年に2%ありますけれども、いかがですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。ただいまの大倉議員さんの御質問のほうにお答えさせていただきたいと思っております。

消費税率の上昇に伴います料金改定、これにつきましては前回もお答えさせていただきましたとおり、やはり課税事業者として広く国民一般に税の御負担をいただくという観点から、10%なった場合には水道料金への価格転嫁というのは必要だと考えております。あと、それ以外に水道料金の値上げを考えているかということでございますが、先ほど監査結果等御報告いただきましたとおり、確かに水道料金以外の収入というものは一般会計等からの繰入金に頼っておるところがございます。本来、簡易水道というものは、やはり地方公営企業といたしまして独立採算性という原則があるかと思います。そのためにはどうするかというと、料金の値上げしか手法としてはないわけでございますが、平成24年に料金改定をさせていただきました、住民の皆様にも負担をいただいているところでございます。また、2年後に同じような形で水道料金の改定をするのかと言われてましたら、それにつきましては、今後庁内、また議会の皆様とも御相談をさせていただいた上で検討していきたいと、このように考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

今言いましたように、どこの地方自治体でも人口減少化、それから水道の施設の老朽化とか、そういった意味で各地で値上げのことが報道されております。それに対して、水道値上げのカイコウというか、そういう改革もなされていることがあります。例えば、神戸市ではスマートメーターといって、メーターの横にその今集金というか検査する人が行って、メーターを見て何ぼというそれをもう行かずに、要するにそのメーターでできるというのが神戸市で今度実験されるようなんですけども、笠置町みたいな小さなところでしたらそういう方向も一つの方法だと思うんですけども、私は、以前に言いましたように、水道の検針メ

ーターは町の職員がやるんじゃないしにアルバイトというかそういった方に検針してもらったらいんじゃないかと言うて予算をつけてもらっていますけれども、いまだにされておられません。だから、神戸市がそういう実験、今回やられるんで、一応そういった方法も考えてやられたらいかがかなと思います。

それともう1点は、水道の浄水場の古くなるというか、町全体でどうか私もちょっと知りませんが、例えばもう県を越えて、奈良市からその水道の供給、柳生のほうやったら笠置の割合南、それから広岡のほうから、そこまで水道が来ているかどうかわかりませんが、そこと直結して水道を府県を越えた浄水場というか、笠置がつくらなくてその大元をそっちにつくってもらおうという方向も一つの、将来的にですよ、これはまだ今その浄水場をやりかえるとかそういう、そのときのコストの問題もあるんで、見きわめそれは必要あるんですけども、将来的にはそういったスマートメーターという、また後日言いますけれども、南山城村が伊賀市と協定を結んで今議会でやっておりますけれども、定住自立圏という方向もあるんで、将来的にそういった方向もこれから考えていかなければならないと思います。そうでないと人口がどんどん減って、水道に本当に一般会計からどんどん繰り入れるというのは、確かにいかがか、企業会計としてと思います。

この2点、一応参考に言っておきます。もし、答えられるんやったらちょっと答えてもらって。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） 大倉議員から今後の水道の運営についてということで御提案をいただきました。神戸市のスマートメーター、これ実はお聞きはしているんですが、まだ普及の段階ではないだろうなという感覚を持っております。また、府県を越えて水道の供給なりができるかどうかという話であります、やはりこれは一つの自治体がかかわるということはいろんな障害が出てくるのではないかなという思いがあります。今のところ、この府県を越えての水道のいわゆる水の供給ということについては、かなりしんどいように私は考えております。

それともう一つ、広域自立圏構想のことをおっしゃいましたが、広域自立圏構想の中で、やはり国の基準と申しますか、そういった基準、例えば笠置と奈良市ならば奈良市に笠置町のいわゆる労働が2%以上ですとか、いろんな交流の中でのそういう基準がございます。基準の中で広域自立圏構想というのは生まれてくるだろうと思います。南山城村と伊賀市との交流も国の基準を満たしているということも聞いておりますが、笠置町においても伊賀市からそういったお話をいただいたこともございますが、今のところその国の基準をクリアでき



るかというところで行き詰まっているという状況にあります。例えば笠置町ですと、特に伊賀市との観光についての協定はどうだろうかという個々の話について、そういった自立圏構想が成り立っていくのではないかなという、そういったこともございます。

いろんなことについて、これからやはり笠置町もはっきり申し上げて、生き残り策をかけたのこれからの我々の行政の運営ということになってこようかと思えます。また、そういった状況に置かれましたときには、議会の皆さん方ともよく御相談の上進めてまいりたい、そんなふうに思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

この定住圏構想の関係、今町長が答弁いただきましたけれども、この関係については私、一般質問でまたやらせていただきますので、そのときはよろしくお願いします。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

最後の17ページにあるんですけれども、実質収支額624万のうち、ほぼ半額の315万が基金繰入金として計上されておりますが、これはどの基金のほうへ入っているのでしょうか。総務財政課長、よろしくお願いします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

簡易水道の財政調整基金というものがあまして、それに積み立てることになっております。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 今、財政調整基金とおっしゃいましたけれども、その財政調整基金というのは、この一般会計の基金の欄には載っておりませんね。それは、315万今年度積み立てされるということですが、基金のほうに入れるということですが、使い道も決まっているのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

一般会計の決算書の145ページに基金の一覧を載せております。その基金の一覧の中の下から4段目に笠置町簡易水道財政調整基金というものがあります。ここに、今年度のこの決算が終わりましたら基金として、その315万を積み立てるものです。

使い道といたしましては、簡易水道での資金不足になったり、財源不足について充当するところまでしていくものとなっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 今回の答弁で大体理解できましたけれども、ということは今基金の欄の下から4行目とおっしゃいましたけれども、簡易水道財政調整基金の中に、ということは、来年度はほぼこれ750万近くの基金が残るということですね。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

おっしゃったとおり、今の残高にプラス今回の積立額が増額されるということになります。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

認定第3号、平成26年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件について反対討論を行います。

当初予算でも指摘したとおり、今回の会計は消費税増税分を上乗せした内容になっています。税金は、原則として所得が多いほど負担を大きく、所得が少ないほど負担を小さくすべきであり、またその支払い能力に応じた負担とするべきです。ところが、消費税は所得が少ないほど負担割合が大きくなります。また、例えば失業していても物を買えば負担しなければならない税金であり、税としてもそもそも問題があります。さらに、買い控えなどで景気を冷え込ませることや消費税増税分は福祉に充てるとしながら、実際は年金の引き下げや医療費の窓口負担増などの状況があります。こうした問題のある消費税増税を含む会計に反対を表明し、討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

これから、認定第3号、平成26年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件を採決いたします。この採決は挙手によって行います。原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願

ます。

(賛成者挙手)

議長（杉岡義信君） 挙手多数でございます。したがって、認定第3号、平成26年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第7、認定第4号、平成26年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 認定第4号、平成26年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

平成26年度笠置町介護保険特別会計の歳入総額2億5,586万2,706円、歳出総額2億4,566万7,466円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに1,019万5,240円となっております。よろしく御審議の上、御了承賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 本件の概要説明を求めます。会計管理者。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、認定第4号、平成26年度笠置町介護保険特別会計決算書につきまして、概要の説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明いたします。

決算書につきましては1ページ、参考資料は7ページをごらんいただきますようお願いいたします。

歳入の款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。

なお、不納欠損額及び収入未済額の欄の数値がゼロ円の場合は割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1款保険料、3,694万1,000円、4,224万875円、3,791万1,760円、327万5,235円、105万3,880円、97万760円。

2款使用料及び手数料、1,000円、500円、500円、マイナス500円。

3款国庫支出金、5,850万9,000円、調定額、収入済額ともに6,256万

9, 484円、406万484円。

4款支払基金交付金、6, 932万9, 000円、調定額、収入済額ともに6, 818万5, 902円、マイナス114万3, 098円。

5款府支出金、3, 593万9, 000円、調定額、収入済額ともに3, 564万7, 517円、マイナス29万1, 483円。

6款財産収入、1, 000円、調定額、収入済額ともに191円、マイナス809円。

7款繰入金、3, 605万円、調定額、収入済額ともに3, 542万3, 893円、マイナス62万6, 107円。

8款繰越金、1, 373万4, 000円、調定額、収入済額ともに1, 612万1, 290円、238万7, 290円。

9款諸収入、4, 000円、調定額、収入済額ともに2, 169円、マイナス1, 831円。

ページをめくっていただきまして、歳入合計です。2億5, 050万8, 000円、2億6, 019万1, 821円、2億5, 586万2, 706円、327万5, 235円、105万3, 880円、535万4, 706円です。

続いて、歳出に移らせていただきます。

歳出は5ページとなります。

歳出につきましても、款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額の欄の数値を朗読させていただいて説明にかえさせていただきます。

1款総務費、469万2, 000円、454万609円、15万1, 391円。

2款保険給付費、2億3, 696万7, 000円、2億3, 371万7, 093円、324万9, 907円。

3款地域支援事業費、615万3, 000円、575万4, 380円、39万8, 620円。

4款基金積立金、1, 000円、191円、809円。

5款公債費、3万円、ゼロ円、3万円。

6款諸支出金、166万5, 000円、165万5, 193円、9, 807円。

7款予備費、100万円、ゼロ円、100万円。

下段歳出合計は、2億5, 050万8, 000円、2億4, 566万7, 466円、484万534円です。

続いて、最終ページになります。

実質収支に関する調書をごらんいただきたいと思います。

3号歳入歳出差引額1,019万5,240円で、5号の実質収支額も同じく1,019万5,240円となっております。以上、簡単ですが介護保険特別会計決算書について説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 監査結果報告を求めます。監査委員、西村典夫君。

監査委員（西村典夫君） 介護保険特別会計、平成26年度決算額は、歳入総額2億5,586万2,706円、歳出総額2億4,566万7,466円で、歳入歳出差引額1,019万5,240円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、保険料3,791万1,760円（14.8%）、支払基金交付金6,818万5,902円（26.6%）、国庫支出金6,256万9,484円（24.5%）、府支出金3,564万7,517円（13.9%）となっている。

歳出の主な内訳は、保険給付費が2億3,371万7,093円（95.1%）、地域支援事業費は575万4,380円（2.3%）となり、その合計額は前年度2億1,980万3,012円より1,966万8,461円の増額となった。

増額となった内容は、居宅介護サービス給付費が昨年度より677万8,542円増額となる1億186万9,897円、施設介護サービス給付費が昨年度より1,327万6,889円増額となる9,296万2,720円となったことが主な要因である。

当町では65歳以上の人口が約4割を占めるほど高齢化が進み、高齢者のみの世帯や独居世帯が年々増加している。このため老々介護や家族だけで介護を行うことが困難である状況が進んでおり、家族及び高齢者の大きな不安要素となっているのが実情である。介護保険制度を安定した制度として維持していくためにも、介護予防事業や健康づくりの取り組みの充実を図られるよう希望する。

なお、当会計を支える第1号被保険者についての保険料の収入未済額が105万3,880円となる一方、不納欠損額が327万5,235円となっている。保険料はサービスを提供する貴重な財源であることから、今後も未納者に対し制度の理解と徴収の促進に努力されたい。以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

認定第4号、平成26年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件について反対討論を行います。

介護については、全国的には介護自殺など痛ましい事件が起きており、家族への負担が相当重い実態があることを示しています。

ところが、国は介護保険料の負担を制度導入から上げ続け、介護認定についても問題のある認定指導が行われたり、施設介護から在宅介護へを呼びかけ家族の負担をふやす方向に進んでいます。こうした国の介護に対する姿勢を抜本的に改めなければ、介護問題の真の解決はありません。給付とサービスのバランスという財政上の調整では、介護で苦しんでいる方の現状は改善されません。国のこうした姿勢に抗議を表明し、介護保険の抜本的な改善を要求して反対討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

これから、認定第4号、平成26年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数でございます。したがって、認定第4号、平成26年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第8、認定第5号、平成26年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 認定第5号、平成26年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

平成26年度笠置町後期高齢者医療特別会計の歳入総額5,944万6,451円、歳出総額5,896万7,659円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに47万

8, 792円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 本件の概要説明を求めます。会計管理者。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

認定第5号、平成26年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算につきまして概要説明をさせていただきます。

歳入のほうをまず、説明させていただきます。

決算書は1ページ、参考資料につきましては8ページとなりますので、ごらんいただきたいと思います。

歳入は、款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較について数値を朗読して説明にかえさせていただきます。不納欠損額及び収入未済額の欄の数値がゼロ円の場合は割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1款後期高齢者医療保険料、2, 146万3, 000円、2, 258万2, 254円、2, 135万5, 261円、98万7, 060円、23万9, 933円、マイナス10万7, 739円。

2款使用料及び手数料、4, 000円、調定額、収入済額ともに2, 800円、マイナス1, 200円。

3款繰入金、3, 757万1, 000円、調定額、収入済額ともに3, 718万7, 470円、マイナス38万3, 530円。

4款繰越金、47万2, 000円、調定額、収入済額ともに60万1, 500円、12万9, 500円。

5款諸収入、55万5, 000円、調定額、収入済額ともに29万9, 420円、マイナス25万5, 580円。

下段の歳入合計6, 006万5, 000円、6, 067万3, 444円、5, 944万6, 451円、98万7, 060円、23万9, 933円、マイナス61万8, 549円となります。

続いて、3ページの歳出の説明をさせていただきます。

歳出につきましても、款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。

1 款総務費、31万7,000円、8万8,884円、22万8,116円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、5,862万6,000円、5,851万1,635円、11万4,365円。

3 款諸支出金、48万円、7万4,850円、40万5,150円。

4 款保健事業費、54万2,000円、29万2,290円、24万9,710円。

5 款予備費、10万円、ゼロ円、10万円。

歳出合計は6,006万5,000円、5,896万7,659円、109万7,341円となっております。

最終ページの実質収支に関する調書をごらんいただきたいと思います。

3号歳入歳出差引額は47万8,792円、5号実質収支額も同じく47万8,792円となっております。以上、後期高齢者医療特別会計決算について説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 監査結果報告を求めます。監査委員、西村典夫君。

監査委員（西村典夫君） 後期高齢者医療特別会計、平成26年度決算額は、歳入総額5,944万6,451円、歳出総額5,896万7,659円で、歳入歳出差引47万8,792円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、後期高齢者医療保険料2,135万5,261円（35.9%）、一般会計からの繰入金3,718万7,470円（62.6%）となっている。

歳出の主な内訳は、後期高齢者医療広域連合納付金が5,851万1,635円と全体の99.2%を占めている。

当会計は、平成20年度に新設された特別会計にもかかわらず、普通徴収分の保険料の滞納額は年々増加の一途であったが、本年度については不納欠損額として98万7,060円を計上している。ほかの会計同様、債権徴収についてはその趣旨を十分理解し、高齢化の進む当町としては、当該会計も後期高齢者に係る医療費の増減のため不確定要素によって左右されるという流動的性質が多分にあるとは思われるが、保険料については督促状の発布など滞納額が増加しないよう徴収され、効率的な財政運営を図ることを期待する。以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。西岡君。

6 番（西岡良祐君） 6 番、西岡です。

ちょっと1件質問しますけれども、この高齢者保険のほうの不納欠損額が98万7,060円、それから収入未済額23万9,933円、こういうふうになっております



けれども。それで、監査報告のほうでは、今後督促とそれから徴収に努力されたいという報告が出ていますけれども、毎年同じようなことを言うているわけですからけれども、これどういう努力をされようとしているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの西岡議員さんの質問にお答えいたします。

26年度の後期高齢者医療の滞納処分にかかわります御質問でございます。

まず、滞納繰越分につきまして欄を見ていただきたいんですが、調定額188万2,418円というのが6ページの中段上部でございます。そこで、収入済額が70万9,193円というふうな数字が出てございます。この額につきましては、例年に比べまして著しく徴収額が上がっているところでございまして、職員の昨年度の頑張った成果がこの数字に出たものと考えております。この原因につきましては、今まで手を抜いていたものではなくて、滞納徴収に対して的確な事務がやれるような状況になったというふうに考えておりますし、この成果につきましてはこれからも引き続いて、後期だけにかかわらずほかの介護についても反映していきたいかなと思っておるところでございます。

現状で不納欠損した額でございますが、実態を申しまして、今まで不納欠損はできておりませんでした。平成20年に発足して以降初めての不納欠損でございます。不納欠損といいますが、その理由につきましては消滅時効による不納欠損でございます。延べ約50人、期別では206件という大きな不納欠損額になったわけですが、これはやはりその法律による不納欠損額でございまして、ただ、午前中の町税等でも御質問のあったように、時効中断というふうな手段もございまして、今後適切な執行により一層努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、収入未済額につきましては、本年度につきましては例年に比べて、やはり現年度の徴収というのは例年に比べて少のうございました。全体で、29万というのが上がってきているわけですが、これは滞納も含めまして累計の額でございますので、こういう体制の中で一層その徴収に、当然督促はもちろんでございますが、電話なり、訪問なりというふうなことで対応をしてまいりたいと思います。保険料につきましては、料につきましては地方税機構が絡んでおりませんので、町単独で頑張らなければなりませんので御理解と、それから、職員の頑張りの中で対応させていただきたいと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これ以て質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2番(向出 健君) 2番、向出です。

認定第5号、平成26年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件について反対討論を行います。

後期高齢者医療制度については、高齢者を75歳以上で線引きし、運営すること自体が医療保険制度として問題があると反対をしてきました。

後期高齢者医療制度の現状を見ると、この制度の問題があらわれています。

1つは、不均一保険料の撤廃の問題です。医療の給付が京都府の平均と著しく乖離している自治体には通常より低い保険料、これを不均一保険料といいます。これを設定していましたが、この不均一保険料をなくし、医療の給付の乖離は解消されないまま保険料だけ高いところに合わせることになりました。

2つは、特例軽減の廃止です。所得の低い方などには所得に応じて保険料を軽減する措置がとられていましたが、これを廃止するというのです。状況によっては保険料が10倍にもなり、またこの廃止で京都府で5割以上の方の保険料が引き上がることとなります。大変な問題です。

3つは、高齢者の生活実態の把握の問題です。府の後期高齢者広域連合に対し、通常より有効期限の短い短期保険証は受診抑制につながるのではないかと再三実態調査を求めましたが、連合はかたくなに拒否をしています。各自自治体からの報告を待つという姿勢です。また、実例として保険料を納めているけれども、生活がかつかつという高齢者の方の状況や高齢者の貧困問題を取り上げ、制度の検証、実態把握を求めても連合は実態調査を実施することはしません。高齢者の方がお金の心配をせず、どなたでも安心して受けられる医療を求めて反対討論を終わります。

議長(杉岡義信君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これ以て討論を終わります。

これから、認定第5号、平成26年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（杉岡義信君） 挙手多数でございます。したがって、認定第5号、平成26年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

---

議長（杉岡義信君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は9月16日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さんでした。

散 会 午後1時53分